

幼児教育・保育の無償化の概要

(1) 保育料無償化の内容

- 対象者 ・ 3～5 歳の幼稚園、保育所、認定子ども園等の利用者
- ・ 0～2 歳は、住民税非課税世帯を対象

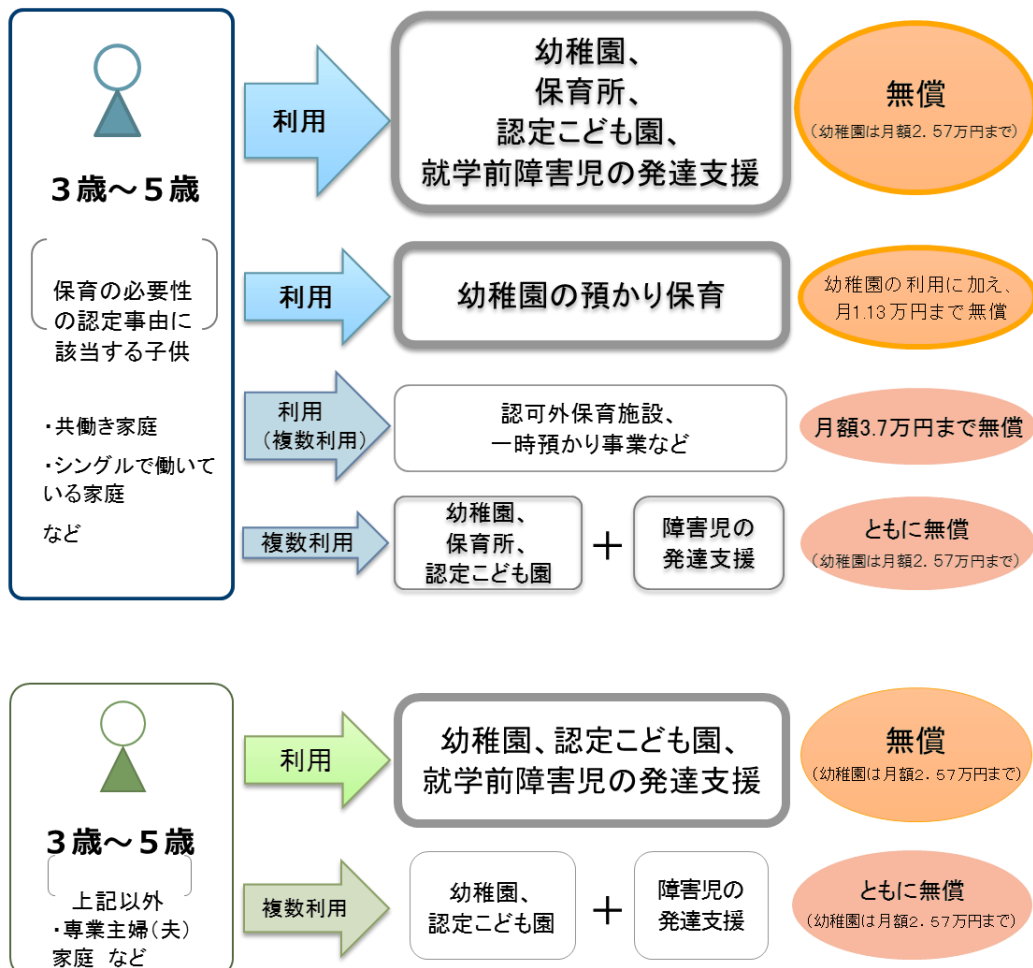
※1号認定は満3歳児以上、2号認定は3歳児クラス以上（3歳になった後の最初の4月以降）

※1及び2号認定の給食費は無償化対象外

○対象施設・サービス

対象施設・対象サービス	金額
幼稚園（新制度）、保育所、認定子ども園、地域型保育	無償 ※延長保育分は対象外
幼稚園（未移行）	月 25.7 千円を上限に無償
幼稚園・認定子ども園 1号認定の預かり保育	月 11.3 千円を上限に無償 (0～2歳は月 16.3 千円上限)
企業主導型保育事業	利用者負担相当分
障害児通園施設	無償
認可外保育施設（指導監督の基準を満たすもの）	月 37 千円を上限に無償 (0～2歳は月 42 千円上限)
一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンター事業	月 37 千円を上限に無償 (0～2歳は月 42 千円上限)

※一時預かり等は、保育所等を利用していない児が無償化



## (2) 新たな給付・認定区分の創設

○従来の「子どものための教育・保育給付」に加え、「子育てのための施設等利用給付」が新設

### ・対象施設

「子どものための教育・保育給付」・・・認可保育所、認定こども園、幼稚園（制度移行）、  
地域型保育施設

「子育てのための施設等利用給付」・・・認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、  
特別支援学校（健康課）、ファミサポ（センター）、預かり保育（1号認定）

※無償化分の費用（事業補助は従来通りか？）

### ・認定区分

#### 「子どものための教育・保育給付」の認定区分

- 1号認定・・・満三歳以上の小学校就学前子ども(次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)
- 2号認定・・・満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 3号認定・・・満三歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

#### 「子育てのための施設等利用給付」の認定区分

新1号認定・・・満三歳以上の小学校就学前子ども（次号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）

○新制度未移行の幼稚園

新2号認定・・・満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

○保育の必要性を認定された1号認定の者

新3号認定・・・満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、「市町村民税世帯非課税者」であるもの

○保育の必要性を認定された認可外等の利用者

	満3歳の誕生日 11月11日	翌年 3月31日
現行	3号認定	2号認定
新設	新3号（非課税）	新2号認定

### (3) 認定手続き

認可外保育施設等の利用者で、無償化の対象となるためには、新認定を受ける必要がある。

現行の2号認定者は特に新たな申請は不要。

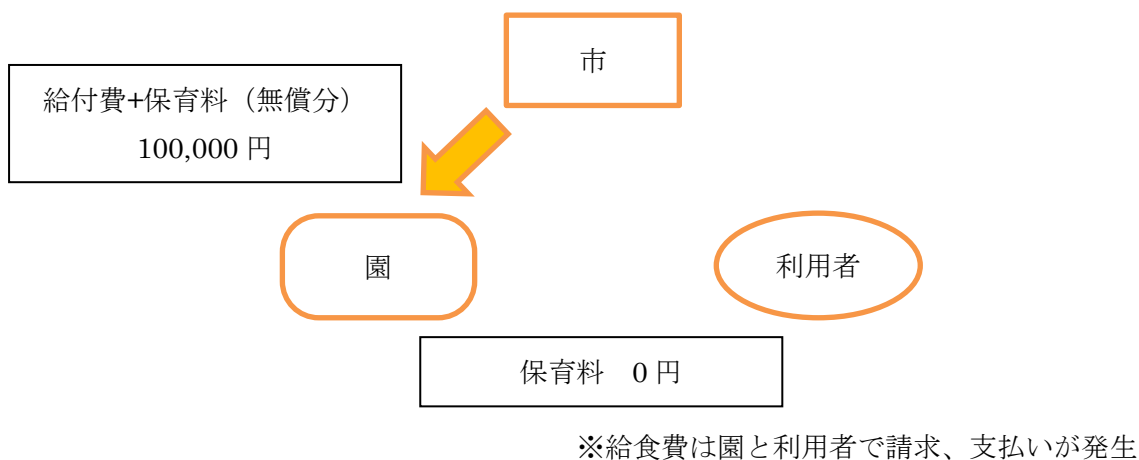
「子育てのための施設等利用給付」の給付を受ける子どもは、新1号、新2号、新3号の認定を受ける。ただし、現2号、現3号の認定を既に受けている場合は、新2号、新3号を認定されたものとする（みなし認定）。

区分	利用施設		現行	無償化対応	
幼稚園等を利用	幼稚園のみを利用	新制度移行済み施設	支給認定1号	→	
			幼稚園 (新制度)	支給認定1号	→
			認定こども園 (幼稚園部分)	支給認定1号	→
		未移行の幼稚園等		支給認定新1号	
	預かり保育事業を利用 幼稚園+	現行の2号認定、3号認定 済	幼稚園 (新制度)	支給認定2・3号	→ みなし認定 新2・3号
			幼稚園 (未移行)	支給認定2・3号	→ みなし認定 新2・3号
現行の2号認定、3号認定 無し		幼稚園 (新制度)	支給認定1号	→	支給認定新2・3号
	認定こども園 (幼稚園部分)	支給認定1号	→	支給認定新2・3号	
	幼稚園 (未移行)			支給認定新2・3号	
保育所等を利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育所</li> <li>・地域型保育事業</li> <li>・認定こども園(保育)</li> </ul>		支給認定2・3号	→	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可外保育施設</li> <li>・一時預かり事業</li> <li>・病児保育</li> <li>・子育て援助活動支援事業</li> </ul>		現行の2号認定、3号認定 済	支給認定2・3号 → みなし認定 新2・3号	
	上記以外の場合				支給認定新2・3号

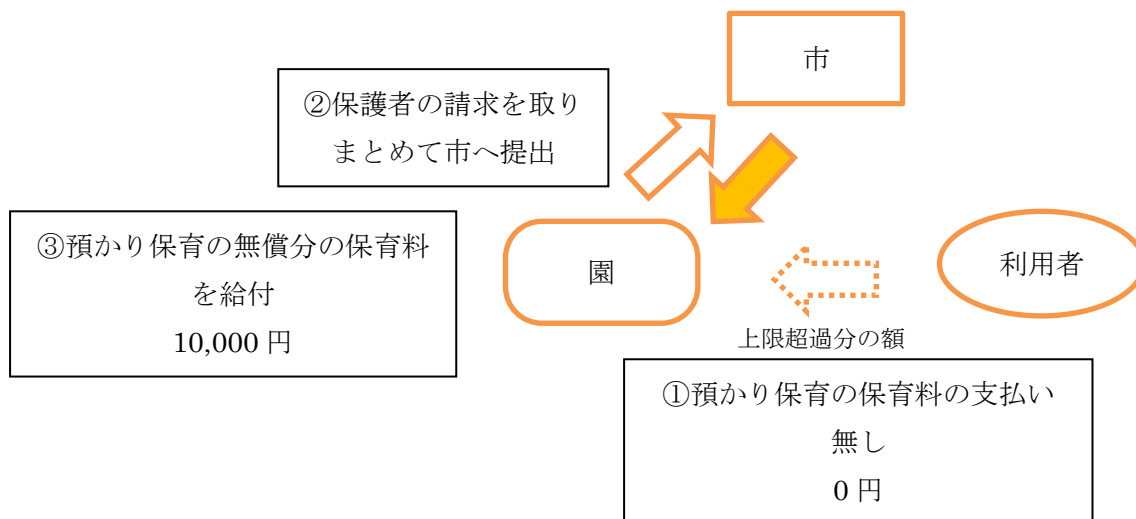
※満3歳の1号認定は、新3号認定該当者のみ預かり保育が無償

(4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、預かり保育事業・認可外保育施設、一時預かり事業等の無償化保育料の流れ

①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 (法定代理受領)



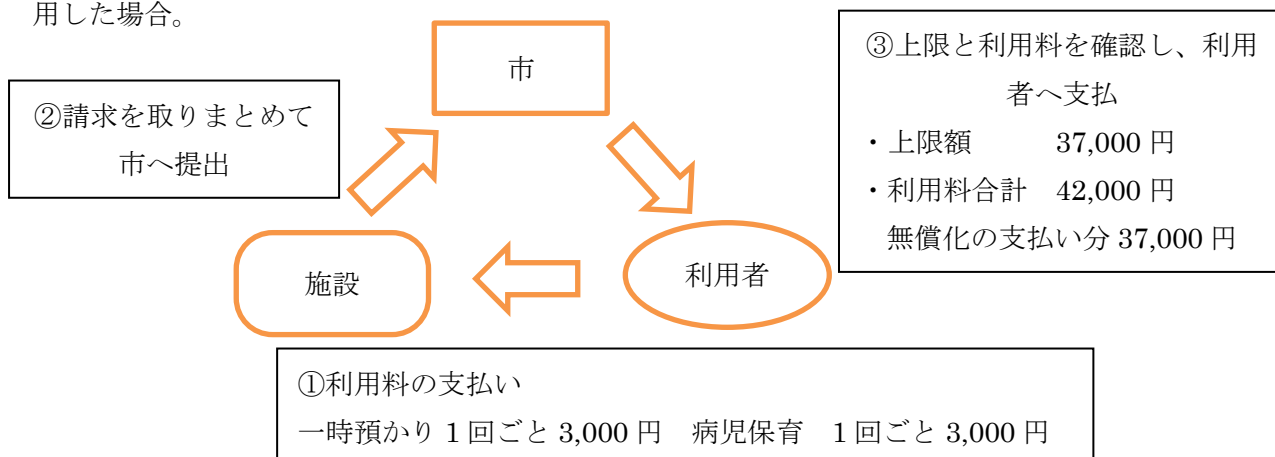
②預かり保育事業・認可外保育施設 (法定代理受領)



※月額 11,300 円が上限のため、上限を超えた利用をした場合、利用者は園に支払いが発生。

③一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンター (償還払い)

一時預かり利用料が 1 回 3,000 円で月 12 回利用、また、病児保育 1 回 3,000 円を月 2 回利用した場合。



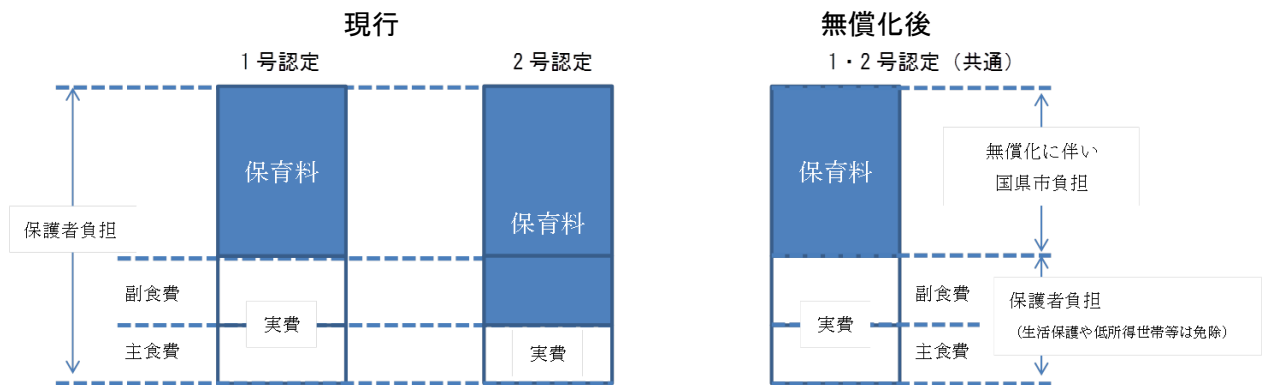
(5) 給食費の取り扱い ※現在未確定箇所有り

子ども子育て支援法（改正） 第三十条の十（抜粋）

当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用を除く。）について、施設等利用費を支給する。

従来、2及び3号認定の給食費は、主食は実費徴収で副食費は保育料に含んでいたが、10月の無償化実施に伴い、1号認定と同様に3歳以上の2号認定は副食費も実費徴収となる。

※0歳から2歳児の給食費は、主食、副食費ともに保育料に含んでおり、10月に無償化が開始されても、現行通り保育料に給食費が含まれる。



○給付費の国基準（公定価格における副食費の加算）【案】

10月から、副食費の徴収免除対象者は、加算により公費負担とする。それ以外については、各施設が保護者から直接徴収する。

副食費・・・4,500円（おやつや牛乳、お茶代は副食費に含む。調理に係る人件費や光熱水費、減価償却費は、副食費ではなく、基本分単価等を含む）

※2号認定 月額4,500円で固定。

1号認定 月額4,500円×（当該月における給食実施日数÷基準日数）

※給食実施日数は、子ども全員におかずを提供できる体制をとっている日に限る。

※基準日数を何日にするかは検討中。

○副食費の免除対象者の考え方

・1号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収270万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収680万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収680万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

これまでも保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲  
 これまでも保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲  
 今回、新たに副食費を免除する範囲

・2号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収260万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収330万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収470万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収640万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第6階層（年収930万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第7階層（年収1,130万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第8階層（年収1,130万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲  
 今回、新たに副食費を免除する範囲